

平成30年1月22日

公安審査委員会

当委員会は、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の請求を受け、本日、以下のとおり、決定をした。

決 定 の 概 要

【被請求団体】

麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体

【決定主文】

- 1 平成15年1月23日付け、平成18年1月23日付け、平成21年1月23日付け、平成24年1月23日付け及び平成27年1月23日付けで期間更新決定を受けた、平成12年1月28日付け当委員会決定に係る被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する。
- 2 被請求団体は、法第5条第5項において準用する同条第3項第6号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、次の事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
 - (1) 被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階
 - (2) 被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名
 - (3) 被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）

【決定理由の要旨】

1 被請求団体の現況

被請求団体は、「Aleph」及び「ひかりの輪」の各名称を用いる集団を中心として活動していたところ、平成27年1月、「Aleph」の幹部構成員であった山田美砂子を中心とする集団（以下「山田らの集団」という。）が、「Aleph」とは一定の距離を置いて活動を始めるに至った。

観察処分の対象とされた団体において、分派又は分裂が生じ、複数の集団として

活動するに至った場合については、当該各集団が観察処分の対象とされた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められない限り、なお各集団に観察処分の効力は及ぶものと解される。

この点、「Aleph」は、前回の期間更新決定後も基本的性質に変化はなく、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を明示的に強調して活動しているものと認められる。

「山田らの集団」は、「Aleph」と同様に、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を明示的に強調して活動しているものと認められ、本件観察処分の対象とされた被請求団体と基本的性質を同じくし、その重要な一部を構成しているものと認められる。

また、「ひかりの輪」は、そもそも、松本へ帰依し、同人の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の実現することを目的として組織されたものであること、現在においても、表面上は松本及びオウム真理教との関係を否定しつつも、実質的には松本や同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説いていること、松本がオウム真理教の特色であると説く修行体系とほぼ同様の修行体系を維持していること、「ひかりの輪」が松本やオウム真理教からの脱却を示すものとして講じているとする種々の施策は、過去の過ちに対する真摯な反省に基づき、その在り方自体を変化させていくものとして実施されたものとは認め難いことなどから、依然として、本件観察処分の対象とされた被請求団体と基本的性質を同じくし、その重要な一部を構成しているものと認められる。

2 観察処分の期間の更新の要件を満たすと認められること

被請求団体においては、幹部構成員らが、各地における説法や機関誌を通して、構成員に対し、両サリン事件（いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」）の首謀者である松本を、主神であるシヴァ神の化身であり、かつ、教祖であると位置付け、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を強調した指導をし、構成員の言動にも松本への深い帰依や同人の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められるなど、依然として松本及び同人の説くオウム真理教の教義がその存立・運営の基盤をなしており、松本は、現在も、被請求団体の活動に影響力を有していると認められる（法5条1項1号）。

また、両サリン事件当時、被請求団体の役員であった上祐史浩が、現在も、被請求団体の重要な一部を構成する「ひかりの輪」の役員であると認められる（同項3号）。

さらに、被請求団体の教義は、殺人を暗示的に勧める内容を含み、かつ、政治上の主義がその枢要な一部として内包されるに至っていたところ、被請求団体は、現在も、かかる危険な教義を保持し、かつ、これを構成員の行動規範としているから、殺人を暗示的に勧める綱領を保持していると認められる（同項4号）。

上記に加え、被請求団体は、両サリン事件当時、松本を頂点とした上命下服の独自の閉鎖社会を構築していたことを基礎として、組織的かつ秘密裏に両サリン事件

を計画・敢行したところ，現在も従前と同質の組織構造を継続して有していることなど，現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実がある（同項５号）のはもとより，その体質はいまだ閉鎖的・欺まんの，その活動状況を把握することが困難な実情にあり，引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要がある（同条４項）と認められることから，被請求団体については，観察処分の期間の更新の要件を満たすと認められる。

以 上

【参 考】

(決定に至る経過等)

平成29年11月20日 公安調査庁長官が当委員会に対し観察処分の期間の更新を請求

同年12月12日 被請求団体から意見陳述書を受理

平成30年 1月10日 被請求団体から口頭による意見陳述を聴取

同月22日 観察処分期間更新決定